

## 建物検査費用支援概要

### 1 支援対象検査

個人間（仲介）タイプ及び買取再販タイプの建物検査で、新耐震基準（昭和56年6月導入）に適合している住宅

### 2 支援額

(1) 支援額は、建物検査に要する費用又は次の区分による額のどちらか低い方の額を支援金の上限とする。

ア 個人間（仲介）タイプ 1件当たり5万円

イ 買取再販タイプ 1件当たり3万円

※検査料金は、検査機関によって異なります。また、既存住宅瑕疵保険に加入する場合には、再度、検査が必要となる場合がありますので、建物検査機関に確認してください。

(2) 支援回数は、1住宅について1回とする。(1)の額に達していない場合であっても1回限りとし、再検査等は支援しない。

(3) 支援件数は、個人間（仲介）タイプ及び買取再販タイプを合わせて、同一年度で1会員5件までとする。

(4) 支援の申請期間は、4月1日から当該年度の予算額に達した時点又は翌年3月20日のどちらか早い方で終了する。

### 3 検査機関

ア (株)住宅あんしん保証

イ 住宅保証機構(株)

ウ (株)日本住宅保証検査機構

エ (株)ハウスジーマン

オ ハウスプラス住宅保証(株)

カ ハウスプラス中国住宅保証(株)

キ その他会長が認めた者

※キその他会長が認めた者には、国の登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習を修了した者も検査機関となります。また、キその他会長が認めた者は、事前の承認申請が必要です。

### 4 支援の流れ

別紙の建物検査流れ図のとおり

### 5 改正

平成31年4月1日から施行する。

次頁以降は会員ページへ